

大津市電子契約サービス提供業務仕様書

本仕様書は大津市（以下「本市」という。）がサービス提供者（以下「提供者」という。）に対して、電子契約サービス提供業務における必要な事項を定める。

1 業務名

大津市電子契約サービス提供業務（以下「本業務」という。）

2 サービス利用期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、翌年度（令和 8 年度）以降の業務は、翌年度以降の各年度予算の成立を条件とし、複数年の契約を予定している。当該年度の歳出歳入予算においてこの契約にかかる金額について減額又は削除があった場合は、翌年以降は契約を締結しないこととする。

3 サービス内容及び要件

本市及び契約行為の相手方（以下「契約相手方」という。）が合意し、電子化した契約書（以下「電子契約書」という。）に提供者自身の署名鍵による電子署名（タイムスタンプ）を付与することにより、本市及び契約相手方が電子証明書を取得することなくクラウド上で契約を締結できる電子契約サービス（以下「サービス」という。）の導入支援及びサービス提供を行う。

(1) 基本要件

- ① 提供者自身の電子署名は、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 7 条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に該当するものであること。
- ② 提供者が提供するサービスは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替する措置として、サービスが建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 13 条の 4 項第 2 項の技術的基準に適合していること。
- ③ ①及び②の電子署名は、タイムスタンプにより最低 10 年有効性を検証できること。
- ④ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号）への対応ができること。
- ⑤ 電子契約の署名については、Adobe 社製の無償でダウンロードできる PDF 閲覧ソフトウェアである「AcrobatReader」によって電子契約書 PDF ファイルを閲覧して、「署名パネル」欄を確認することにより行うことができること。
- ⑥ 電子署名付与後の文書（PDF ファイル）をダウンロードできること。
- ⑦ 提供者は本契約が終了し、又は解除された時は、本市がサービスを利用して締結した契約書の電子データ（以下「契約書データ」という。）について、クラウド上に保存されている全ての契約書データを本市との間で合意した方法により引き継ぐこと。

- ⑧ 契約期間中に、認証方式等の変更があった場合も、本市の費用、作業負担なく継続的なサービス提供ができること。

(2) 各機能要件

① 基本機能

- ア 電子契約の締結にあたり、契約書等データの作成、承認、署名、契約締結、契約書等データの保存、検索、出力等電子契約サービスにおける基本機能を有すること。
- イ 本市に係るサービスの利用者数及び利用件数に制限がないこと。
- ウ アカウント情報は無制限に部局又は所属ごとに登録できること。
- エ 契約相手方は、サービスの利用契約を結ぶことなく無償で利用することが可能であること。
- オ 契約相手方は、PC、スマートフォン等のマルチデバイスで操作が可能であること。また、各 OS (Windows、macOS、Android、iOS 等) での利用が可能であること。
- カ 保管された契約書データは、書面にて速やかに出力することが可能であること。
- キ 1 ファイルあたり少なくとも 20MB 以上のデータを登録することが可能であること。
- ク 契約書データの保存容量に制限がないこと。

② 管理者機能

- 管理者及び利用者に対し、契約書データ閲覧、契約書データのアップロード、契約書データの送受信、承認等に係る権限を設定できる管理機能を有すること。

③ 利用者機能

- ア 本市及び契約相手方について、クラウド上にアップロードされた契約書データを確認し同意する者の設定が可能であること。
- イ 本市及び契約相手方に対し、同意依頼の通知メールが届くこと。
- ウ 利用者の誤送信を防ぐ等、利用者の誤送信を防止するための機能を有すること。
- エ 契約締結後、本市及び契約相手方に契約締結した旨の通知メールが届くこと。
- オ 保管された契約書データは、本市が入力した契約名、契約相手方名等による検索が可能であること。(管理者以外の利用者は権限設定等により他所属のファイルは閲覧等できないこと。

(3) 動作環境及びネットワーク要件

提供するサービスは、総合行政ネットワーク (LGWAN) を介した LGWAN-ASP サービスとして提供されることとし、LGWAN 環境のみで必要な機能を全て利用できるサービスであること。また、契約相手方はインターネット環境で利用できるサービスであることとし、LGWAN 環境は不要とすること。

(4) セキュリティに関する要件

- ① ISMAP クラウドサービスリストに掲載されていること。又は、ISO27001 及び ISO27017 の認証を取得していること。

- ② 提供するサービスのデータセンターは国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置が講じられていること。
- ③ ウイルス、情報漏洩及び不法侵入等の対策が施されており、常に最新の状態を保持すること。

(5) 導入支援に係る要件

- ① 本市職員及び契約相手方となる業者向けの操作説明会をそれぞれ複数回実施するものとし、説明会の資料を作成すること。
- ② 上記説明会資料とは別に、運用管理を行うための「運用マニュアル」や、サービスの利用に必要な「操作マニュアル（業務フローを含む。）」を作成し提供すること。
- ③ 説明会終了後に本市 HP 上で操作説明の動画を掲載する予定であることから、動画の提供を行うこと。
- ④ 内部運用ルール策定や例規改正における支援を行うこと。なお、例規整備については、本市例規集及び関連する規程等全てを点検し、電子契約の導入に伴い影響のある個所の特定及び改正案を提示等の支援を行うこと。

4 運用支援対応

- (1) 契約締結後、正常に動作しない場合や、利用方法に関する問い合わせ等に、電話、メール、チャット等により対応できるヘルプデスクを設け速やかに対応すること。
- (2) 障害、災害等の不測の事態により使用できない等、本市の業務に支障をきたす事態が発生した際は、速やかに本市に連絡しサービスを復旧すること。また、データ損失を防止するため、遠隔地バックアップ等の DR 対策を実施すること。
- (3) システム障害等が発生した場合に迅速に対応できる体制が十分に確保できること。
- (4) 本市職員がクラウド等の使用に必要な技術・知識を習得するための問合せ対応等については、本業務に係る契約に含めるものとする。

5 導入及び運用実績

提供するサービスは、過去 3 年以内に国又は地方公共団体にて 2 件以上の導入及び運用実績を要するものであること。

6 納品物

本業務の成果物及び提出期限は次のとおりとする。

納品物は、紙文書でファイリングされたドキュメント 1 部及び電子データ (CD-R 又は DVD-R) を納品すること。なお、電子データは Microsoft Office 2013 以降の文書データ及び PDF を納品すること。

- (1) サービスレベル合意書 (SLA) 契約締結後速やかに
- (2) 管理者マニュアル 研修実施 1 4 日前
- (3) 利用者マニュアル 研修実施 1 4 日前

(4) 説明会資料 研修実施 14 日前

7 想定スケジュール

全体スケジュールは以下のとおり予定している。詳細なスケジュールについては、提供者決定後すぐに市担当者と協議の上作成し、市の承認を得ること。

令和 7 年 7 月～9 月	・ 例規改正 ・ 業務フロー見直し ・ マニュアル作成 ・ 職員及び業者向け説明会
令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月	運用開始

8 個人情報の保護

- (1) 提供者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 特記事項第 8 の規定は、本業務を本市の承認を受けて第三者への権利の譲渡及び承継をする場合にも準用するものとし、当該第三者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

9 調査等

本市は、必要があると認めるときは、提供者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、提供者はこれに従わなければならない。

10 サービス利用料の請求及び支払

提供者は第 2 項のサービス利用期間の満了後に速やかに本市に請求を行うものとし、本市は提供者から適法な請求の受理した場合、受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

11 その他留意事項

- (1) 契約締結後、実施スケジュール、実施体制等を記載した業務計画書を作成し、本市と協議すること。
- (2) 自社の営業活動とみなされる行為は行わないこと。
- (3) 写真撮影時には、受講者のプライバシーに配慮し、受講者の承諾を得ること。
- (4) 本業務の一部を第三者への権利の譲渡及び承継する場合は、本市に申出を行ったうえで予め本市が指定する様式を提出し承諾を得ること。ただし、コピー、印刷、資料整理等の簡易な業務の第三者への権利の譲渡及び承継に当たっては承諾を必要としない。

業務の範囲	業務の内容	第三者への権利の譲渡及び承継の可否
業務の主たる部分	業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断	否
軽微な業務	コピー、印刷、製本、資料整理等	可 (市の承諾が不要)

上記以外の業務	上記以外の業務	可 (市の承諾が必要)
---------	---------	----------------

- (5) 本業務の履行にあたり、個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務に伴い収集・作成した書類やデータの使用、保管にあつては、紛失や漏洩が生じないよう厳重に管理すること。
- (7) 本業務に伴い個人情報の流出等の重大な事故があった場合、速やかに報告すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で決定する。
- (9) 本業務の履行にあたり、仕様の追加や変更が生じた場合は、費用負担を含めて、双方協議の上で決定する。この場合において、サービス利用料、履行期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、双方協議の上で決定し、変更する場合は書面によりこれを定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあつては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第10 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第12 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第13 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第15 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は委託者である大津市（実施機関）を、「乙」は受託者をいう。